

## とやま「ワーケーション・テレワーク」推進事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、とやま「ワーケーション・テレワーク」推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付)

第2条 本部長は、関係人口の創出や二拠点居住、将来的な移住促進及びサテライトオフィスの誘致等を通じて富山県成長戦略ビジョン「幸せ人口 1000 万～ウェルビーイング先進地域、富山～」の実現を図るため、県外の民間企業や団体、企業等に所属する社員、個人事業主等が行う地域交流、地域貢献活動を含むワーケーション・テレワーク（富山の自然、文化等の魅力の体験や、ヒト・モノ・コトとの交流を通じて、幸せの実感、ウェルビーイングを向上することができるもの）の実施に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

### (助成の対象及び助成額)

第3条 対象事業は次の各号とし、事業内容、助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）、助成対象経費、助成率及び助成上限額は別表に定めるとおりとし、助成金の額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) ワケーション・テレワーク短期コース
- (2) ワケーション・テレワーク長期コース

2 別表で定める助成対象者は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 富山県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者でないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象事業としない。

- (1) 助成金の交付決定前に着手した事業
- (2) 本助成金と併せて、県内市町村等が実施する同様の助成金以外の助成金等を他に受けている場合又は受ける予定の場合
- (3) その他本部長が不相当と認める場合

### (交付申請書)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、原則として事業を実施する20日前までに、本部長に助成金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）及び経費内訳書（様式第3号）を提出するものとする。その提出期限は、本部長が別に定める日とする。

### (助成金の交付決定)

第5条 本部長は、助成金の交付決定をしたときは、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

(交付条件)

第6条 助成金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)を本部長に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、本部長の承認を受けること。

(軽微な変更)

第7条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の実施主体を変更すること。
- (2) 対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(実績報告)

第8条 助成対象者は、事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)、実施報告書(様式第6号)及び経費内訳書(様式第7号)を本部長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 本部長は、実績報告の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 本部長は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用する等その助成事業に関して助成金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、また既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

別表（第3条関係）

1 ワークेशन・テレワーク短期コース	
事業内容	短期間（2泊3日以上5泊6日まで）、本県に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを実施するとともに、地域交流・地域貢献活動を含むワークेशनの実施を支援するもの
補助対象者	①県外民間企業、団体等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあること） ②県外民間企業、団体等に所属する社員等 ③県外の個人事業主、フリーランス等 ④上記①～③のワークेशन実施者に同行する家族等
対象経費	①県内宿泊費（飲食代除く）※ <sup>1</sup> ②コワーキングスペース等の施設利用料※ <sup>2</sup> ③保育料等（帯同されるお子様の保育に係る経費）
助成率	1 / 2（助成金の額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする）
上限額	1人1日あたり宿泊費を含み5千円（1人あたり2万5千円） 企業、団体、家族を含むグループ等（企業等という）が複数人で利用する場合は1企業等あたり10万円
その他	①県内で2泊以上すること。 ②富山県ウェルビーイング特設サイト「わたしの、みんなのウェルビーイング・アクション」（ <a href="https://wellbeing.pref.toyama.jp/">https://wellbeing.pref.toyama.jp/</a> ）において「ウェルビーイング・チェック」を実施のうえ、自らのウェルビーイング実感が高まる取組みやアクティビティ等をワークेशनの中に取り入れること。 ③SNS等で今回のワークेशनに係る実施状況（テレワーク環境や地域の情報等のほか、ご自身のウェルビーイングに関する実感や感想）を発信すること。
2 ワークेशन・テレワーク長期コース	
事業内容	地方への移住を検討されている県外在住の方や、地方での拠点設置などにご関心のある事業者の方等に、1、2か月間、本県に滞在し、試しに、富山県でテレワーク等により仕事をしながら、富山での生活を体験していただく「お試しテレワーク」を支援するもの
補助対象者	①県外民間企業、団体等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあること） ②県外民間企業、団体等に所属する社員等 ③県外の個人事業主、フリーランス等 ④上記①～③のテレワーク実施者に同行する家族等

対象経費	<p>①県内宿泊費（飲食代除く）※<sup>1</sup></p> <p>②住居費（敷金、礼金、保証金、仲介手数料は含まない）</p> <p>③交通費（本事業の実施により発生する県外からの移動のための交通費、コワーキングスペースへの県内移動のための交通費）</p> <p>※合理的な経路及び経済的な利用料金とする。</p> <p>④コワーキングスペース等の施設利用料※<sup>2</sup></p> <p>⑤引越代（本県で滞在する住居への移転及び本県で滞在していた住居からの移転に係る引越代）</p> <p>※引越業者等に支払った費用に限る。</p> <p>⑥レンタカー代（本事業に係る分）</p> <p>⑦保育料等（帯同されるお子様の保育に係る経費）</p>
助成率	1 / 2（助成金の額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする）
上限額	1人あたり20万円（1月あたり10万円）
その他	<p>①支援期間は2か月までとする。ただし、昨年度までに『「とやまでお試しテレワーク」推進助成金』を利用した方は支援期間を1か月までとする。</p> <p>②期間中、1月につき6泊以上滞在すること。</p> <p>③連続して滞在している期間のうち、滞在日数の半分以上の日はテレワークを実施すること（その証明がない場合は対象外とする）。</p> <p>④コワーキングスペースを滞在期間の半分以上利用すること。</p> <p>⑤昨年度までに『「とやまでお試しテレワーク」推進助成金』を利用した方は、県内コーディネーターと調整の上、県内のヒト・モノ・コトとの地域交流・地域貢献活動を実施し、その結果を報告すること。</p> <p>⑥富山県ウェルビーイング特設サイト「わたしの、みんなのウェルビーイング・アクション」(<a href="https://wellbeing.pref.toyama.jp/">https://wellbeing.pref.toyama.jp/</a>)において「ウェルビーイング・チェック」を実施のうえ、自らのウェルビーイング実感が高まる取組みやアクティビティ等をワーケーションの中に取り入れること。</p> <p>⑦SNS等で今回のワーケーションに係る実施状況（テレワーク環境や地域の情報等のほか、ご自身のウェルビーイングに関する実感や感想）や、富山の仕事や暮らしについて定期的に発信すること。</p>

※1 宿泊費については1人あたり1泊1万円を助成対象経費の上限とする（1人あたりの助成上限5千円／泊）。また、食事代、サービス料等について、あらかじめ宿泊旅行代金に含まれる場合は対象とするが、可能な限り切り分けること。

旅館業法の許可のない宿泊施設または住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合は対象としない。

※2 ロッカー代、会議室、コピー利用料等は対象としない（基本料金に含まれる場合は対象とする）。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

「くらしたい国、富山」推進本部  
本部長 新田 八朗 様

住所

（企業にあつては、事業所の所在地）

氏名

（企業にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

担当者職・氏名（企業の場合）

とやま「ワーケーション・テレワーク」推進事業助成金交付申請書

とやま「ワーケーション・テレワーク」推進事業助成金の交付を受けたいので、  
とやま「ワーケーション・テレワーク」推進事業助成金交付要綱第4条の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

関係書類

- ・事業計画書（様式第2号）
- ・経費内訳書（様式第3号）

## 事業計画書

1. 交付申請事業

- ワークেশョン・テレワーク短期コース  
 ワークেশョン・テレワーク長期コース  
 ※該当するものにチェックしてください。

2. 申込者情報

(ふりがな) 申請者（企業）名	
所在地（住所）	〒      ー
(ふりがな) 代表者役職・氏名	
業種	
事業概要	
(ふりがな) 担当者氏名	
担当者連絡先	TEL：      ー      ー メールアドレス：
実施人数	人

3. 実施事業の内容

実施期間	年    月    日    から    年    月    日まで
本県の滞在期間	年    月    日    から    年    月    日まで ※複数回に分けて滞在する予定の場合は、全ての期間を記載してください。
滞在場所 (施設名、住所等)	
テレワーク実施場所 (施設名、住所等)	※利用予定のコワーキングスペースも記載してください。
主な業務内容	

<p>ウェルビーイング 実感が高まる取組み やアクティビティ等</p>	<p>※当該取組み等に関連する項目を以下（富山県ウェルビーイング指標） から一つ以上選択してください。 心身の健康 / 経済的なゆとり / 安心・心の余裕 / 自分らしさ / 自分時間の充実 / 生きがい・希望 / 思いやり / つながり</p>
<p>SNS 等での 情報発信の内容</p>	<p>※ワーケーション中に実施する取組みの概要を記載してください。  ※「長期コース」の場合、1か月の滞在につき、最低2回の投稿を目安と する。</p>

※「長期コース」の場合、昨年度までに『「とやまでお試しテレワーク」推進助成金』を利用した方は支援期間1か月とする。

4. とやまで「ワーケーション・テレワーク」を実施する理由

経費内訳書

（単位：円）

経費区分	内訳	事業に要する 経費	助成対象経費	備考
①宿泊費				
②住居費				
③交通費				
④コワーキング スペース利用料				
⑤引越代				
⑥レンタカー代				
⑦保育料等				
助成対象経費 計（A）				
助成金交付申請額（Aの1／2、千円未満切り捨て） ※ただし、上限額を超える場合は上限額とする。				

※「短期コース」の場合、上記①宿泊費、④コワーキングスペース利用料、⑦保育料等が助成対象経費となる。

※助成対象経費については算出の根拠となる書類（見積書等）を添付すること。

※それぞれのコースの上限額は次の通り

①ワーケーション・テレワーク短期コース

1個人あたり2万5千円、1企業（団体）あたり10万円

②ワーケーション・テレワーク長期コース

上限額1人あたり20万円（1か月あたり上限額10万円×2か月）

※企業としての実施の場合、1組3名まで可。

※「長期コース」の場合、昨年度までに『「とやまでお試しテレワーク」推進助成金』を利用した方は支援期間1か月とする。



「くらしたい国、富山」推進本部  
本部長 新田 八朗 様

住所

（企業にあつては、事業所の所在地）

氏名

（企業にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

担当者職・氏名（企業の場合）

とやま「ワーケーション・テレワーク」推進事業助成金に係る事業計画  
変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付の決定があつたとやま「ワーケーション・テレワーク」推進事業については、次のとおり事業計画を変更したいので、助成金交付要綱第6条第1号の規定により、承認を受けたく申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容



様式第6号（第8条関係）

※実施者が複数で、実施内容がそれぞれ異なる場合は、実施者ごとに作成してください。

## 実施報告書

### 1. 実施事業

ワークেশョン・テレワーク短期コース

ワークেশョン・テレワーク長期コース

※該当するものにチェックしてください。

### 2. 実施概要

実施者名	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで
本県の滞在期間	年 月 日 から 年 月 日まで ※複数回に分けて滞在した場合は、全ての期間を記載してください。
テレワーク実施期間*	年 月 日 から 年 月 日まで ※複数回に分けて滞在した場合は、全ての期間を記載してください。
滞在場所 ※必須 (施設名、住所等)	
テレワーク実施場所 (施設名、住所等)	※利用したコワーキングスペースについても記載してください。
コワーキングスペース 利用回数	

※「長期コース」の場合、滞在期間の半分以上コワーキングスペースでテレワークすることを要する

### 2. 実施内容

#### (1) 期間中に実施した主な業務内容

--

#### (2) ウェルビーイング実感が高まる取組みやアクティビティ等の内容及び効果

※当該取組み等に関連する項目を以下（富山県ウェルビーイング指標）から一つ以上選択してください。

心身の健康 / 経済的なゆとり / 安心・心の余裕 / 自分らしさ /  
自分時間の充実 / 生きがい・希望 / 思いやり / つながり

--

(3) SNS等でのワーケーション実施状況や富山での仕事や暮らしの情報発信（時期や内容など）

使用ツール（Facebook、Instagram等）

--

(4) 期間中に実施した地域の人や企業、地域のキーマンとの交流の内容

--

(5) テレワーク実施環境の感想

--

(6) 実施した感想や今後の本県との関わり

--

※実績が確認できる資料（写真等）があれば提出してください。

経費内訳書

（単位：円）

経費区分	内訳	事業に要した 経費	助成対象経費	備考
①宿泊費				
① 住居費				
② 交通費				
④コワーキング スペース利用料				
⑤引越代				
⑥レンタカー代				
⑦保育料等				
助成対象経費 計（A）				
助成金交付申請額（Aの1／2、千円未満切り捨て） ※ただし、上限額を超える場合は上限額とする。				

※「短期コース」の場合、上記①宿泊費、④コワーキングスペース利用料、⑦保育料等が助成対象経費となる。

※助成対象経費については支出を証する書類の写し（領収書等）を添付すること。

※それぞれのコースの上限額は次の通り

①ワーケーション・テレワーク短期コース

1個人あたり2万5千円、1企業（団体）あたり10万円

②ワーケーション・テレワーク長期コース

上限額1人あたり20万円（1か月あたり上限額10万円×2か月）

※企業としての実施の場合、1組3名まで可。

※「長期コース」の場合、昨年度までに『「とやまでお試しテレワーク」推進助成金』を利用した方は支援期間1か月とする。